

公益社団法人寒河江青年会議所会員資格規程

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、本会議所会員の資格に関する事項を規定する。

第2章 入会

(入会申し込み及び面接)

第2条 入会の申込は正会員2名以上の責任ある推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に従い、本人との関係及び推薦理由を記し理事長宛提出し、推薦者と共に理事長と面接する。担当委員会は理事長が指名する。

(仮入会審査手続き)

第3条 担当委員会は申込書により審議し、推薦者の意見を添えて理事会に提出する。

(仮入会諾否決定)

第4条 理事会は推薦者の意見を参考とし、仮入会の諾否を決定する。

(研修期間)

第5条 仮入会を認められた者は、3か月の研修を受ける。

(入会承認決定)

第6条 仮入会后3ヶ月間の研修を受け、本人が正式入会を希望したときは理事会において正式入会を承認する。本人は、JCに関する責任義務履行についての誓約書を提出し、会員章を着用する。

(会費の納入)

第7条 会費は7月以前に入会を承認された者については全額とし、7月以降に入会を承認された者については、一律65,000円とする。

(同一企業における会員の変更)

第8条 同一企業における会員の変更は、入会申込書を受理前に理事会で承認された企業の人に限る。又、入会金は免除とし新会員扱いとする。

第3章 会費の納入

(会費)

第9条 本会議所の会費を次のとおりとする。

| 会 員 別 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 正会員会費 | 122,000 円 |
| 但し、7月以降入会者は | 65,000 円 |
| 特別会員会費 終 身 | 10,000 円 |
| 賛助会員会費 年額 一口 | 10,000 円 |

(入会金)

第10条 入会金は、30,000円とする。

(年会費の使途)

第11条 年会費については、公益事業に5%、その他の事業及び管理運営経費(法人会計)に95%使用する。ただし、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

(入会金の使途)

第12条 入会金については、本会議所の発展のため、特定資産に積み立てるものとする。また、入会より3ヶ月の研修を終了し、理事会において正式入会を確定した会員は、年会費と共に入会金を納入しなければならない。但し正会員より特別会員になる場合は入会金を必要としない。

又、他会議所会員にして転居等により本会議所に加入せんとするもので他会議所の証あるものは入会金を不要とする。但し、正会員の資格を有しない監事については会費納入の義務を免除することができる。

(会費納入規則)

第13条 定款第10条に定める年会費は毎年2月末日と5月末日迄に2回(半額)に分割し、納入しなければならない。但し、2月末日迄の一括納入も可とする。年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては財務を担当する理事は勧告を行い、理事会に報告しなければならない。尚、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意志表示及び行為のない場合は理事会においてその処遇を決する。

第4章 会員の失格

(会員失格実情の調査・報告)

第14条 定款12条に定める行為があった時は、専務理事が実情を調査しその結果を理事会に報告し、その処遇を決する。

(会費納入義務)

第15条 年度中に退会を希望する場合は、年度途中で退会しても既納の会費を返還しない。又、会費納入前に退会を申し出てもその年度の会費は納入しなければならない。但し、正当な理由により理事会にて承認された場合はこの限りでない。

第5章 休 会

(休会)

第16条 病気又は他の正当な理由により、長期間に亘る欠席を余儀なくされる場合は、休会届を提出し理事会の承諾を得て休会することができる。但し、休会中の会費は納入しなければならない。

第6章 特別会員

(特別会員)

第17条 定款第6条(2)の有資格者で終身会費20,000円を納入し、本会議所の例会、家族会等に出席する場合はその実費を納入するものとする。但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第18条 1. 定款第6条(3)の有資格者は本会議所の例会、家族会等に出席できる。但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

2. 会員資格は1年限りとする。但し、会費を納入しないときは退会とする。

第8章 名誉会員

(名誉会員)

第19条 定款第6条(4)の有資格者は本会議所の例会、家族会等に出席することができる。但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第9章 顧問

(顧問)

第20条 本会議所の正会員でなく、青年会議所の活動に対して適切な指導、または助言を与える者で原則として任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第21条 改廃

(改廃)

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和2年1月31日より施行する。